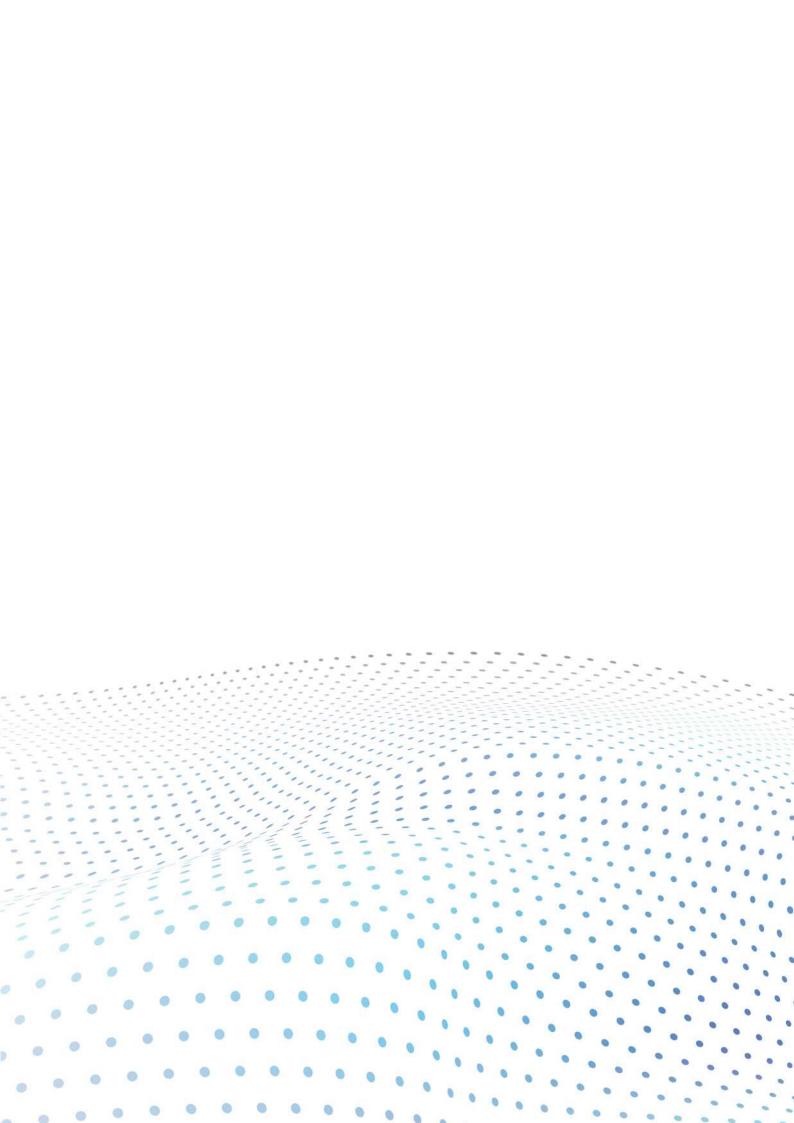
施策集抜粋

国土交通省 農林水産省 文部科学省 経済産業省

流域治水施策集目的とそれぞれの役割

Ver2.0 水害対策編





流域治水の推進

~これからは流域のみんなで~

近年、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台 風(台風第19号)など、全国各地で豪雨等による 水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済 への甚大な被害が生じています。

これらを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整 備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水 災害対策のあり方について」が諮問され、令和2 年7月に答申がとりまとめられました。

この答申を踏まえ、気候変動に伴い頻発・激甚 化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主 流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に 基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策 をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域 にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推 進します。

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災 害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダ ムの建設・再生などの対策をより一層加速すると ともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)か ら氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される 地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協 働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加など を考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域の みならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉 え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防 ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための 対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対 策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。

③被害の軽減、早期復旧・復興

のための対策





本施策集について

この施策集は、流域の関係者間で「流域治水」 を実践する際に活用されるよう、各施策の目的・ 実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かり やすく簡潔にまとめたものであり、地域の特性等 に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連 携につながることを期待するものです。

Ver2.0 「水害対策編」では、山地や海岸におけ る対策等も追加し、主に河川やそこに雨水が流入 する集水域、河川からの氾濫等で被害が生じる氾 濫域における主な対策についてまとめています。

今後、施策集の内容の更新や充実等を継続的に 図っていく予定です。

流域治水の役割分担が分かる目次

目次では、流域治水の全体像を俯瞰した上で、各施策の実施主体となる者が、目的に応じて、何を根拠として何に取り組むと良いかがわかるように、施策の目的・実施主体・根拠法令・法定計画等を一覧にしました。

あわせて、取組の実施の際に活用できる予算・税制についても記載しています。

この目次を活用して、各関係者において、施策の具体化や既に実施されている施策の点検・ 改善等に役立てることを想定しています。



流域治水の3つの対策の柱に基づき、目的を細分化した上でハード・ソフトの施策を一覧化

各施策の概要・ポイント等をとりまとめ

それぞれの施策のページでは、目次で整理した目的・実施主体別の施策毎に、施策の内容・効果、 予算・税制・技術的支援、推進上のポイントなどをまとめ、紹介しています。

1 氾濫を防ぐ・減らす -

各施策について、目次で整理している

- ・目的
- ・実施主体
- ・根拠法令・計画等

を記載し、位置付けや役割分担を明確化

に、国による支援として、予算・税制 に加え、ガイドラインや通知・運用等 の技術的支援について記載

ダム・遊水地、輪中堤 目的 施策の内容 洪水氾濫の防止 較的頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪 を安全に流下させるために 根拠法令·計画等 洪水の流れる断面を大きくし また、洪水に対して安全な構造 とするための堤防の整備などを 特定多目的ダム法 実施します。 水資源機構法 洪水を一時的に貯留し、河道へ 河川整備計画 の流下量を減らす洪水調節施設 多目的ダムの建設に関する基本計画 の整備などを実施します。 引堤(石川県梯川水系梯川) 算・税制 施策の内容・効果を詳述するととも (直轄) 一般河川改修事業 河道掘削(鹿児島県川内川水系羽月川) 直轄ダム建設事業 等 立野ダムの整備(熊本県白川水系白川 (補助・交付金) 施策の効果(事例) 事業間連携河川事業 梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施 大規模特定河川事業 等 していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大 広域河川改修事業 雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約 補助ダム建設事業 ※ガイドライン・手引き等について、国が策定 2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。 水資源機構事業 者となる場合は記載を省略している 技術的支援 ·河川管理施設等構造令 · 河川砂防技術基準 旧場 ・ダム・堰施設技術基準 (案) ·工作物設置許可基準 ·河川堤防設計指針 約25m引堤 施策推進のポイント これまでの施策の運用状況等を踏まえた ・短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が 顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。 施策推進のポイント、留意点等をまとめ ・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤 防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等 を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策・制度に係る問合せ先を記載

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 TEL 03-5253-8454

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理·国土保全局 治水課 事業監理室 TEL 03-5253-8456

洪水氾濫の防止

^{₩1} 河道掘削·築堤·引堤·放水路、

	目的	施策	実施主体
	1.2	#1 河道掘削·築堤·引堤·放水路、	●河川管理者
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	ダム・遊水地、輪中堤	*/J/II 6 4: 1
		# 2 ダム事前放流	●ダム管理者
	津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (流域の関係者との土砂融通による砂浜の保全・再生)	●海岸管理者
	洪水氾濫の防止 (排水元の管理者の 責任で 設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(河川)	●河川管理者
	内水の排除 (排水元の管理者の責任で 設置・管理することが原則)	#5 排水施設・ポンプ(下水道)	●下水道管理者
		#6 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	●国·都道府県 ●農業水利施設管理者 等
		#7 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	●施設管理者
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	●市町村・都道府県
	排水区域内の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(下水道)	●下水道管理者
	市街地等の浸水の防止	#10 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●民間事業者・個人
	農地等の浸水の防止	#11 ため池の活用	●市町村·都道府県 ●農業者
		#12 「田んぼダム」	●農業者
	土砂・洪水氾濫の防止	#13 土砂·洪水氾濫対策	●国•都道府県
	流木による被害の防止	#14 流域流木対策	●国•都道府県
	森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備·治山対策	●国·都道府県·市町村 ●森林所有者等
	貯留機能の保全(浸水の許容)	#16 貯留機能保全区域	●都道府県等
	新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	■ #17 浸水被害防止区域	●都道府県
		#18 災害危険区域	●市町村・都道府県
2 被	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#19 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ピロティ化等)	●市町村·都道府県
被害対象を減	既存の住居に対し、 移転を促す	#20 住居の集団移転	●市町村
象を		■ #21 住居の個別移転	●市町村
で減ら	防災まちづくり	#22 居住誘導区域、防災指針	●市町村
らす		■ #23 防災まちづくり連携土砂災害対策	●国•都道府県•市町村
	高台まちづくり	#24 避難路・避難施設等の確保	●市町村 ●民間事業者
	氾濫拡大の抑制	#25 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	●水防管理者
3 被	避難の確保(平時)	#26 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村
被害の		#27 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	●市町村 ●施設管理者
の軽減・早期復旧等	避難の確保(災害時)	#28 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	市町村 ●個人気象庁 ●河川管理者
	経済影響の軽減等	#29 浸水対策(耐水化・止水壁等)	●市町村·都道府県 ●民間事業者
	災害復旧(洪水氾濫の防止)	#30 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤)	●河川管理者
		#31 災害復旧(遊水地内の迅速な土砂撤去)	●河川管理者

施策コラム①霞堤の活用 ... p.9 施策コラム②特定都市河川 ... p.23 施策コラム③水害リスクマップ ... p.33

施策コラム④水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進... p.39

根拠法令等	法定計画等 ()内は運用	予算・税制	Page
河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業 等	p.10
河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.11
下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 等	p.12
 土地改良法	土地改良長期計画		p.13
 -	-	-	p.14
	流域水害対策計画	 特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.15
下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業 等	p.16
下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.17
土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業 等	p.18
 土地改良法 農業の有する多面的機能の発揮の促進 に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.19
砂防法	土砂•洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防等事業 等	p.20
砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画 森林・林業基本計画 等	砂防事業 治山事業 等	p.21
森林法	森林·林業基本計画 森林整備保全事業計画 等	森林整備事業 治山事業 等	p.22
特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.24
 特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.25
建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.26
-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.27
防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.28
 -	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.29
都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業 等	p.30
 砂防法 都市再生特別措置法 等	立地適正化計画 市町村管理構想 等	まちづくり連携砂防等事業 等	p.31
 都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.32
水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.34
水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.35
 水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.36
 災害対策基本法 気象業務法 水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.37
水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業 等 固定資産税の特例措置	p.38
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.42
 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	-	河川等災害復旧事業	p.43

施策コラム⑤民間企業のTCFD開示をサポート... p.40 施策コラム⑥事業継続力強化計画認定制度 ... p.41